(傍線部分は改正部分)

th W	以上の測定方法に基づき測定を行うものとする。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	見言していた。「見言している」と、「実験」というである。第三十五条の十一に規定する総合品質及び同令第三十五条の十二に	六 事業用電気通信設備規則第三十五条の十に規定する接続品質、同令	四・五(略)	を選択し、一回以上測定を行うものとする。	にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日	条及び第三十五条の四に規定する通話品質については、前二項の規定	三 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十四	•     (略)	改正案
				四·五 (略)	を選択し、一回以上測定を行うものとする。	にかかわらず、第一項の規定により測定を行うこととした日から一日	条及び第三十五条の四に規定する通話品質については、前二項の規定	三 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十四	一•二 (略)	現

## 附則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。